

～農地を貸し付けたい方へ～



機構集積協力金

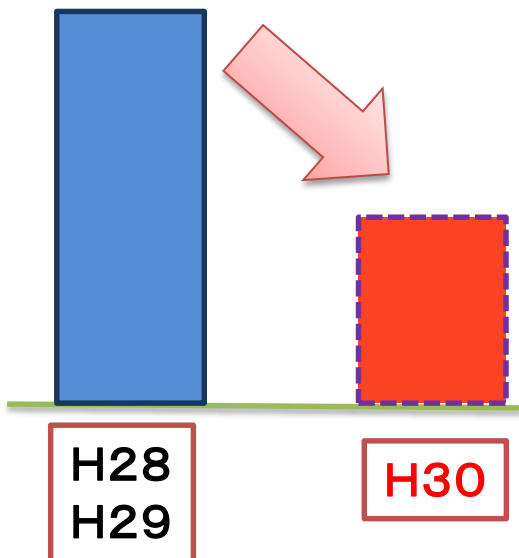


農地中間管理機構に農地を貸し付け、一定の要件を満たした方には「機構集積協力金」が交付されます。

この協力金の交付単価は、**平成30年度には減額**される仕組みとなっています。

本年12月末までに受け手農家に貸し付けられていれば、29年度の交付単価が適用されますので、お早めに農地所在地の市町村へご相談ください！

交付単価のイメージ



手続きの例

(完了まで2～3ヶ月かかります)

9～10月
月上旬頃

- 市町村に相談、書類の準備
- 機構に農地の貸し付けを申請

出し手と受け手の
マッチング
(市町村・農業委員会・機構)

12月

- 機構から受け手農家に農地を貸し付け

協力金の種類については裏面をご覧ください。

3種類の協力金があります

1 経営転換協力金

機構に農地を貸し付けてリタイアまたは経営転換した「農業者」に対し、協力金が交付されます。

※遊休農地所有者の場合は減額されます。

2 耕作者集積協力金

機構に2筆以上のまとまった農地や機構の借受農地等に隣接する農地を貸し付けた「農業者」に対し、協力金が交付されます。

3 地域集積協力金

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた「地域」に対し、協力金が交付されます。

こんな場合も交付対象となります！



水田は全て貸し付けて、
りんごに専念したい！

保全管理しているだけの
農地をまとめて貸したい！



交付される金額は、貸し付ける面積等によって変動します。
協力金の内容や交付要件等については最寄りの地域県民局地域農林水産部か、市町村へお問い合わせください。